

被災者のみなさまへ

令和6年1月11日
富山県警察

令和6年能登半島地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく**特定非常災害**に指定されました。

これにより、国家公安委員会所管の法令について次の措置が講じられます。

①許認可等の存続期間（有効期間）の延長

県内の市町村（魚津市、下新川郡入善町を除く。）（※1）の方々を対象に、運転免許のような許認可等（令和6年1月1日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が**令和6年6月30日（日）まで延長**されます（※2）。

なお、上記の市町村に住居を有さない方でも、令和6年能登半島地震の被害者の方は、申出により、許認可等の存続期間の延長が認められる場合があります。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- ・ 運転免許証の有効期間の延長（道交法）
- ・ 猟銃等の所持の許可の有効期間の延長（銃刀法）
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長（犯罪被害者支援法）等

（※1）令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村（下記リンク参照）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

（※2）措置に関する告示は、下記リンク参照

<https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/2024kokuji.jisinn.pdf>

②期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和6年4月30日（火）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

【問合せ先】

- 運転免許センター（運転免許証の有効期間の延長等）
 - 交通企画課（安全運転管理者、自動車運転代行業の届出等）
 - 交通規制課（保管場所の変更届出等）
 - 生活安全企画課（猟銃等の所持の許可の有効期間の延長等）
 - 警察相談課（犯罪被害者等給付金の申請期間の延長等）
- 電話番号：（代表）076-441-2211